

平成19年度 環境技術実証モデル事業「閉鎖性海域における水環境改善技術分野」 における実証試験対象技術の募集について（ご案内）

平成19年4月5日
兵 庫 県

環境省では、平成15年度より環境技術実証モデル事業を実施しています。この事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が実施されていないため、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とするものです。

この実証試験の対象技術として「閉鎖性海域における水環境改善技術分野」が追加され、今回、兵庫県は平成19年度実証機関として選定されました。

つきましては、閉鎖性海域における水環境改善に利用できる実証対象技術を次のとおり募集します。

1 実証試験の対象技術等

(1) 対象技術

閉鎖性水域において、底層貧酸素の改善に資する技術で、現場で直接適用可能なもの（微生物製剤や薬剤等を投入するもの及び大規模な土木工事を要するものを除く）を対象とします。

なお、実証対象技術は、開発中の技術ではなく、既に商業化段階にある技術で、過去に公的資金（国費）による類似の実証等が行われていない技術に限ります。

実証試験実施場所においては、夏季に発生する底層の貧酸素化により、生物の生息が厳しい状態となります。

このことから底層貧酸素の改善等により底層生物が生息可能となるような底層の環境改善が必要であり、今回「底層貧酸素の改善技術」を対象技術として募集するものです。

(2) 実証試験実施場所

兵庫県芦屋市南浜町及び涼風町地先海域（人工海岸） 別添写真のとおり

【概要】

- ・ 周辺住民の憩いの場として造成された遠浅の人工海岸（砂浜）。船舶の航行、漁場はなし。
- ・ 規模：最大水深 約10m 概算面積 0.3km×0.2km=0.06km²
- ・ 実証対象機器等の搬入路の確保は可能。
- ・ 電気は陸上より利用可能（なるべく太陽光などの自然エネルギーを活用してください）
水質、底質、生物生息の状況は、環境技術実証モデル事業予備調査結果報告書のとおり。

2 申請者の要件

対象となる技術を有する民間企業であること。

実証対象機器の運搬、設置に関する費用、実証対象機器で使用する電力（仮設工事費を含む）など運転・維持管理に必要な経費を負担できること。

「閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領」（平成19年2月16日環境省水・大気保全局）で定められた事項を遵守できること。

実証試験要領は、環境省ホームページを参照してください。

（http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9179&hou_id=8048）

技術実証に関する実証機器の運用方法を定めた「技術実証に係る申請及び実施に関する要領（閉鎖性海域における水環境改善技術分野）」（県作成：別添のとおり）で定められた事項を遵守できること。

3 対象技術の申請及び採用決定について

(1) 申請方法

本事業に参加希望の企業は、実証対象技術ごとに申請書および資料各2部（正本1部、写し1部）を申請先に提出願います（郵送にてお申し込みください）。

なお、添付資料については、後日20部程度提出していただくことがあります。

申請書

実証申請書（様式指定）及び申請書に添付する書類（様式自由）

様式は、「閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領」のp.22～27またはp.28～33を印刷してご利用ください。

参考資料

実証対象機器のパンフレット、兵庫県内または近隣府県での設置事例に関する資料など、必要に応じて追加してください。

(2) 申請の締め切り

平成19年4月20日（金）必着（郵送に限ります）

封筒の表書きに「環境技術実証モデル事業技術応募申請書類」と朱書きしてください。

(3) 書類選考及び採用決定等について

申請様式にて申請していただいた後、書類選考及び技術実証委員会等での意見を踏まえ、総合的に判断した上で、対象となる技術を選定し、環境省の承認を得て決定します。なお、対象技術の選定は、実証試験要領に示されている形式的要件、実証可能性及び環境保全効果等の観点のほか、改善技術の内容、先進性、安全性、応募数等を勘案して行います。

また、選定結果につきましては申請者に個別に通知するとともに、採用技術については公表することとしておりますが、選定経過については非公開とさせていただき、問い合わせにも応じられません。

4 平成19年度のスケジュール（予定）

内 容	4月	5月	6月	7月	8月～12月	1月～2月	3月
対象技術の公募・選定	←→						
実証試験計画の策定		↔					
実証試験の実施			←→				
実証試験の中間報告					↔11月		
実証試験結果報告書の作成						←→	
環境省へ報告・公開							↔

実証試験結果の如何にかかわらず、実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、環境省のホームページを通じて公表される予定です。

5 その他

特許に関する調整事項がある場合は事前に調整を済ませておいてください。

特許等の関係で公開できない情報等につきましては別途協議させていただきます。

環境技術実証モデル事業の詳細は、以下の環境省ホームページをご覧ください。

環境省 環境技術実証モデル事業ホームページ(<http://www.env.go.jp/policy/etv/>)

6 問い合わせ先及び申請書提出先

兵庫県健康生活部環境管理局水質課 水環境係（木下、村松）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078-362-3291 FAX 078-382-1580